

おんせん県おおいた観光振興条例  
逐条解説

平成27年3月  
大分県議会

## ○「おんせん県おおいた観光振興条例」について

### 1 観光振興について

観光は、観光業をはじめ、商工業、農林水産業など関連する多くの産業分野に波及効果をもたらし、また交流人口の増加等によって新たな産業や雇用の創出にもつながることから、活力ある地域づくりに寄与することが期待されています。

国においては、平成18年12月に観光基本法（昭和38年法律第107号）の全部を改正して観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）を制定するとともに、平成24年3月には「新たな観光立国推進基本計画」（H24～28）を策定し、観光立国に取り組んでいますが、その結果、平成26年の訪日外国人旅行者数は約1,341万人と、平成25年の約1,036万人から大きく飛躍し、2年連続で年間1,000万人を達成しました。政府ではさらに、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催という絶好の機会を捉え、平成32年に向けて、訪日外国人旅行者数2,000万人を目指しています。

本県においても、人口減少社会の到来で県内の地域経済の縮小が懸念される中、地域経済の活性化につながる観光の振興は大変重要かつ喫緊の課題の一つと言えます。国の取組強化も追い風としながら、より一層観光振興に取り組んでいく必要があります。

### 2 条例の制定に当たって

本県では、平成24年8月に、「大分県ツーリズム戦略」を策定し、5つの戦略として「地域の観光素材磨き」「誘客」「情報発信」「広域観光」「戦略ある現場主義の推進」を掲げ、県内宿泊客数などについて目標値を定めて取り組んでいます。

本県の平成22年度の観光入込客数は1,800万人、県内宿泊客数は504万人、そのうち外国人宿泊客数が36万人、グリーンツーリズム宿泊数が1.9万人となっていますが、「大分県ツーリズム戦略」では、平成27年度の観光入込客数を1,900万人、県内宿泊客数を520万人、そのうち外国人宿泊客数を39万人、グリーンツーリズム宿泊数を2.36万人にすることを目標としています。

本県にとって重要な課題である観光の振興について、その現状と課題を十分認識したうえで、県の責務や、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体それぞれの役割を明らかにするとともに、国内外に対する誘客活動の強化、魅力ある観光地の形成及び人材の育成、観光旅行を促進するための環境の整備といった、観光の振興に関する各種施策のさらなる推進を図るため、本条例を制定し、県を挙げての観光振興と地域づくりにつなげていきたいと考えています。

## ○「おんせん県おおいた観光振興条例」逐条解説

### 前文

大分県は、別府や由布院などの湧出量・源泉数共に日本一を誇る温泉、くじゅう山群などの緑あふれる山野、清らかな河川、日豊海岸などの様々な表情に富んだ海岸線等の自然、関アジ・関サバ、かぼすをはじめとする新鮮で豊かな食材などの優れた観光資源に恵まれている。

また、宇佐神宮などの貴重な歴史的文化遺産や日田市豆田町などの歴史的な町並み、地域の伝統文化に加え、ジオパークや世界農業遺産、芸術文化においては現代アートなど、新たな観光資源が生まれている。

少子高齢化の進行により地域の人口が減少し、経済への影響も大きくなる中で、観光は、観光業をはじめ、商工業、農林水産業など関連する多くの産業分野に波及効果をもたらし、また交流人口の増加等によって新たな産業や雇用の創出にもつながることから、活力ある地域づくりに寄与することが期待されている。一方で、観光旅行者の需要は、個人客の増加や体験型観光、周遊観光、スポーツやビジネスのための旅行が増加するなど、従前に比べて質量ともに大きく変化し、その内容も高度化・多様化している。

こうした中、魅力にあふれる観光地づくりを進めていくためには、豊かな自然を生かしたグリーンツーリズムなどの体験型観光を充実させることや、地域資源を保護、活用しさらに磨き上げるとともに、県内外へ向けて積極的に情報発信をしていくことが重要である。そのためには、県民が地域の歴史や文化、自然などについて理解と関心を深めることにより、生まれ育った大分県に自信と誇りを持つとともに、次世代へ豊かな地域資源と活力ある地域社会を継承していくことも必要であることから、清掃活動や観光案内など身近でできる活動を通じて県民総出でおもてなしに取り組んでいくことも大切である。

加えて、観光旅行者を迎えるのみならず、県民が観光地に出かけ、観光を楽しむことによって、生きがいや生活のゆとりを感じることもまた、観光のもたらす大きな効果であることを忘れてはならない。

ここに、私たちは、「おんせん県おおいた」のさらなる魅力の向上を目指し、県、市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体が相互に連携し協働して観光振興と地域づくりを一体的に推進することを決意し、この条例を制定する。

### 【解説】

- 1 本県の観光資源の特徴を踏まえて、観光が果たしている役割や観光を取り巻く課題、観光の振興に向けた取組の重要性など、条例全体に係る考え方を明示しました。
- 2 「観光」は、従来の余暇における物見遊山的な観光だけでなく、大規模な会議及び文化・スポーツイベントのための旅行や、地域づくりによりこれまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用した体験型・交流型の旅行なども含めています。  
※中国の儒教の古典とされる四書五経の一つである「易経」に記された「地域のすぐれたものを観る／観せること＝観国之光」が「観光」の語源と言われている。
- 3 「ジオパーク」は、ジオ（地球）に親しみ、ジオを学ぶ旅、ジオツーリズムを楽しむ場所です。日本ジオパークとして、本県ではおおいた姫島、おおいた豊後大野の2か所が日本ジオパーク委員会の認定を受けています。
- 4 「世界農業遺産」は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり発達し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ、世界的に重要な地域を次世代へ継承することを目的に、国連食糧農業機関（FAO）

が平成14年から開始したプログラムで、本県では国東半島宇佐地域が認定を受けています。

- 5 「地域資源」は、自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称です。農林水産物や加工品、郷土料理、地域に伝わる伝統文化やうすき竹宵等の個性豊かな地域のイベントなどが挙げられます。
- 6 「グリーンツーリズム」は、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。
- 7 「おんせん県おおいた」は、平成25年11月に商標登録された大分県の観光PRキャッチフレーズです。現在このキャッチフレーズを活用し大分の温泉をはじめ観光と食の魅力を全国に広めています。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、本県の観光の振興について、基本理念を定め、及び県の責務、市町村の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり及び本県の経済の発展に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、本条例の目的を定めたものです。

### 【解説】

- 1 条例の目的は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより観光の振興を図ることにありますが、そのことにより、
  - ① 活力ある地域づくりをすること
  - ② 本県の経済の発展に貢献することを目指します。
- 2 本条例では以下の内容を定め、明らかにすることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目指していきます。
  - ・観光の振興に関する基本理念
  - ・県の責務
  - ・市町村、県民、観光事業者及び観光関係団体の役割
  - ・県の施策の基本的な事項等

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光事業者 宿泊業者、観光施設事業者、交通事業者、旅行業者、飲食業者、物品販売業者その他の観光に係る事業を営む者をいう。
- 二 観光関係団体 観光事業者及び行政機関で構成する団体その他の観光に係る活動を行う団体をいう。
- 三 県民等 県民、観光事業者、観光関係団体その他の地域社会を構成するものをいう。

【趣旨】

本条は、本条例の主要な用語について定義するものです。

【解説】

- 1 第1号の「観光事業者」には、観光事業者によって組織される各種組合も含まれます。
- 2 第2号の「観光関係団体」は、以下のものを指します。
  - (1) 観光事業者及び行政機関で構成する団体  
市町村観光協会、公益社団法人ツーリズムおおいた、一般社団法人九州観光推進機構等  
※一般社団法人九州観光推進機構：「九州はひとつ」の理念の下、「九州観光戦略」の実行組織として平成17年4月に設立され、平成26年度から体制強化・活動活性化を図るため一般社団法人化されました。
  - (2) その他の観光に関係する活動を行う団体  
地域づくり活動を行う団体、ボランティアガイド団体等
- 3 第3号の「その他の地域社会を構成するもの」は、地域社会で活動する法人や団体、県内に居住する外国人等のあらゆる組織・個人を指します。

(基本理念)

第三条 観光の振興は、地域における主体的な取組を尊重しつつ、県、市町村及び県民等がそれぞれの役割に応じて相互に連携して一体的に取り組むことにより行われなければならない。

- 2 観光の振興は、観光産業が商業、工業、農林漁業等の産業と関連を有しており、地域経済の活性化及び活力に満ちた地域社会の持続可能な発展に寄与するものであるという認識の下に行われなければならない。
- 3 観光の振興は、県民一人一人が歴史、文化、食、自然、温泉その他の地域が有する資源に対する理解と関心を深めるとともに、それらの資源を観光資源に磨き上げ、活用し、及び保護することにより行われなければならない。
- 4 観光の振興は、不断の創意工夫により、多様化する観光需要に積極的に対応することが重要であるという認識の下に行われなければならない。
- 5 観光の振興は、県民が生きがいを創出し、健康的でゆとりのある生活を実現する上で観光が重要な役割を果たすという認識の下、県民の観光旅行の促進を図ることにより行われなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例の基本となる理念を定めたものです。

【解説】

- 1 観光振興の大きな方針を示し、共有することが効果的な取組へとつながることから、基本理念を定めたものです。
  - (第1項) 観光振興は各地域における主体的な取組によることが基本となりますが、一方で、取組がより効果を上げるためには、県、市町村、県民等が連携して一体的に取り組むことも重要です。
  - (第2項) 観光産業は地域の商業、工業、農林漁業などとも関わりが深く、裾野が広いことから、観光振興の取組の効果は、地域経済の活性化、地域社会の発展を通じて、関係者のみならず広く県民に及びます。その認識を共有することにより、県民が積極的に観光振興に携わることが期待されます。

(第3項) 地域にある歴史、文化、食、自然、温泉などの資源の価値を最もよく知りうるのは、その地域の住民です。県民一人一人が観光振興の担い手となって、自分たちの地域の資源への関心と理解を深め、観光資源へと磨き上げていくことが観光振興の第一歩となります。

(第4項) 観光需要は日々多様化しています。これに不断の創意工夫により対応していくことが、観光地としての魅力を大いに引き上げることになり、「おんせん県おおいた」のファンを増やしていくことにつながります。

(第5項) 観光振興においては、県民が観光旅行者を迎えるだけでなく、県民自身が観光旅行者となって楽しむことも、生きがいの創出や健康でゆとりある生活の実現を通じて地域社会を豊かにするものであると考えられます。

- 2 第2項の「観光産業」とは、宿泊業（ホテル、旅館等）、運輸業（航空会社、バス会社等）、旅行業（旅行代理店等）、飲食業、製造業（名産品、お土産製造等）など、観光に関連する業種の総称をいいます。
- 3 第3項の「観光資源」とは、景観、名所、年中行事など、観光やレジャーの対象となる要素や事象のことをいい、観光旅行者が魅力を感じるものは全てが観光資源となり得ます。
- 4 第4項の「多様化する観光需要」とは、従来の「見て、泊まって、食べる」という物見遊山的観光だけでなく、「地域を巡り、その場所にしかない天然自然、おいしい食材、伝統文化などに浸って楽しむ」着地型・体験型の観光などの新たな需要が出てきていることを指しています。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民等による観光の振興のための自主的な取組の促進を図るため、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、市町村との連携を図りつつ第一項の施策を実施するとともに、市町村が行う観光の振興に関する施策について、必要な支援を行うよう努め、及び広域的な見地からの調整を行うものとする。

【趣旨】

本条は、観光振興に取り組むに当たり、県が果たすべき責務について定めたものです。

【解説】

- 1 第1項は、県が本県全体の観光振興に向けた施策を総合的に策定・実施することを規定しています。
- 2 第2項は、県民、観光事業者、観光関係団体等が行う観光振興の取組に対して、必要な情報提供や人材育成、相互連携の強化等の支援を行うことを規定しています。県民等には観光振興の取組を自主的に行うことが期待されており（第6条第3項）、県でもこれを後押ししていかうとするものです。
- 3 第3項は、市町村と連携して施策を推進するとともに、市町村に対して必要な情報の提供などの支援及び広域的な見地からの調整を行うこと規定しています。市町村との連携、調整を通じてより効果的な観光振興を図っていかうとするものです。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の区域の特性を生かしつつ、広域的な見地を持ちながら観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、観光振興に取り組むに当たり、市町村が果たすべき役割について定めたものです。

**【解説】**

市町村は地域の観光振興の重要な担い手であることから、その役割を条例に規定するものです。

市町村にはその地域の特性に応じて施策を推進するとともに、観光旅行者の滞在時間を延ばす取組としての市町村を跨いだ周遊ルートの設定など、広域的な観点からも施策を推進することが求められます。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、地域の資源を活用した魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、観光旅行者の受入れを推進するため、その一人一人がおもてなしの心を持って、観光旅行者を温かく迎えるよう努めるものとする。

3 県民は、観光の振興の重要性についての関心と理解を深めつつ、観光の振興のための取組を自主的に行うとともに、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、観光振興に取り組むに当たり、県民が果たすべき役割について定めたものです。

**【解説】**

1 第1項では、魅力ある観光地の形成に向けた「県民」の役割について規定しています。

第3条第3項（基本理念）の解説でも述べたとおり、県民は観光振興の担い手であり、その果たす役割はきわめて重要です。そのため本項において、地域の資源を活用した魅力ある観光地の形成に「積極的な役割」を果たすことを規定しています。

2 第2項では、観光旅行者の受入れ推進のための「県民」の役割について規定しています。

豊富な観光資源を誇る本県観光の魅力をさらに高めるためには、観光旅行者の視点に立った県民総出でのおもてなし（ホスピタリティ）の実践が重要となります。

3 第3項では、県民が地域の清掃活動や観光案内、地域資源の磨き上げや活用保護などの取組を自主的に行うこと、また効果的な観光振興の推進のため、県が実施する観光振興に関する施策への協力に努めることを規定しています。

(観光事業者の役割)

第七条 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの創意工夫により観光旅行者の満足度の向上及び安全の確保に努めるものとする。

- 2 観光事業者は、県及び市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、観光振興に取り組むに当たり、観光事業者が果たすべき役割について定めたものです。

【解説】

- 1 第1項では、観光旅行者の満足度の向上や安全の確保について観光事業者が果たす役割が大きいことを踏まえ、観光事業者自らの創意工夫により積極的に満足度の向上や安全の確保に取り組むことを規定しています。
- 2 第1項の「安全の確保」とは、食中毒防止などの衛生管理や交通事故防止などの安全管理等を徹底し、観光旅行者の安全確保を図っていくことを指しています。

(観光関係団体の役割)

第八条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光事業者間の連携の促進を図りつつ、観光情報の発信その他の観光の振興に関する取組を行うよう努めるものとする。

- 2 観光関係団体は、県及び市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、観光振興に取り組むに当たり、観光関係団体が果たすべき役割について定めたものです。

【解説】

- 1 観光協会等の観光関係団体は、地域の観光振興を目的に市町村や都道府県などの単位で設立されており、地域内の多様な主体による活動を調整したり、地域が一体となった観光振興の取組を企画するなど様々な役割を果たしています。  
そのため、地域の多様な主体による連携を図る上で観光関係団体が中心的な役割を担うことを期待して、第1項において、観光関係団体が観光事業者間の連携をより一層促進しながら、観光情報の発信その他の観光の振興に関する取組を行うことを規定するものです。
- 2 第1項の「観光情報の発信その他の観光振興に関する取組」には、インターネットなどを活用した情報発信やこれから旅行をしたいと考える方々からの問い合わせへの対応、旅行に関する新たな企画や商品の提案、旅行会社への情報提供や販売促進活動などが考えられます。



第二章 観光の振興に関する基本的施策  
第一節 国内外に対する誘客活動の強化

(国内からの観光旅行者の来訪の促進)

第九条 県は、国内からの観光旅行者の来訪の促進を図るため、観光旅行者の需要の高度化に対応した観光素材の提供その他の誘客活動の実施、全国的な規模又はこれに準ずる規模で開催される行事の誘致の促進等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、観光振興のために県が取り組むべき基本的な施策のうち、国内からの観光旅行者の来訪の促進について定めたものです。

【解説】

- 1 国内からの観光旅行者の来訪を促進するには、観光旅行者の需要の高度化に対応しながら的確かつ積極的に誘客活動を行っていく必要があります。また、全国大会などの大規模な行事の誘致も、行事の参加者が本県を訪れるきっかけとなるため、取り組んでいく必要があります。
- 2 「その他の誘客活動の実施」には、グリーンツーリズムを中心とした中学校・高等学校の修学旅行などの教育旅行の誘客活動等が考えられます。
- 3 「全国的な規模又はこれに準ずる規模で開催される行事の誘致」には、JRグループのデスティネーションキャンペーンなど、観光受入体制のレベルアップにつながる取組も含まれています。

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第十条 県は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、本県の観光資源を活用した海外における誘客活動の実施、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進、外国人観光旅客の受入体制の整備等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、観光振興のために県が取り組むべき基本的な施策のうち、外国からの観光旅客の来訪の促進について定めたものです。

【解説】

- 1 海外からの観光旅客は年々増加傾向にあり、国内の主要な観光地との競争に本県が遅れを取ることはないよう、誘客活動や受入体制の整備に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 2 外国人観光旅客の誘客活動としては、本県の観光の魅力をPRする観光プロモーションの実施や、国際クルーズ船・国際チャーター航空便の誘致等の取組が考えられます。
- 3 本県は2002 FIFAワールドカップ日韓大会(平成14年)やアジア・太平洋水サミット(平成19年)、APEC成長戦略ハイレベル会合(平成22年)等の開催実績があり、今後も国際会議や国際スポーツイベント等のMICE誘致など、観光受入体制のレベルアップにつながる取組が求められます。

※MICE(マイス)とは: Meeting(会議・研修・セミナー)、Incentive Travel(報奨・招待旅行)、ConventionまたはConference(大会・学会・国際会議)、Exhibition/Event(展示会・見本市・イベント)の頭文字をとった造語で、ビジネスイベントなどの総称。

- 4 「外国人観光旅客の受入体制の整備」には、大学等と連携した留学生の活用による通訳ガイドの育成や観光案内の多言語化などが考えられます。

(観光情報の発信)

第十一条 県は、国内外からの観光旅行者の来訪の促進を図るため、広報誌、インターネットその他の多様な方法による本県の魅力に関する情報発信の充実に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、観光振興のために県が取り組むべき基本的な施策のうち、観光情報の発信について定めたものです。

【解説】

- 1 個人客が増加し、体験活動など様々な観光の形態が出てきている中で、自分で観光に関する情報を探す人は増えています。そのような人々に届くよう、多種多様な方法で本県の情報を発信していくことは、本県への観光旅行者を獲得する上でとても重要です。
- 2 「その他の多様な方法」には、マスメディア等情報媒体の活用や誘客キャンペーン、観光プロモーションの実施が考えられます。

(広域的な連携の推進)

第十二条 県は、県の区域を超えた課題への対応及び効果的な誘客活動の実施を図るため、九州地方の各県をはじめとする近隣の県等との連携及び交流の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、観光振興のために県が取り組むべき基本的な施策のうち、広域的な連携の推進について定めたものです。

【解説】

- 1 観光振興の取組の中には、JR九州のクルーズトレイン「ななつ星in九州」のように九州を1つのブランドとして売り込むなど、近隣の他県と一体となっていくものもあります。特に海外に対しては、本県単独の知名度はまだ低い状況にあり、広域的な連携を図りながら九州そして本県への誘客活動をしていく必要があります。
- 2 「近隣の県等」には、一般社団法人九州観光推進機構等の広域観光に取り組む団体を含みます。

## 第二節 魅力ある観光地の形成及び人材の育成

(地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)

第十三条 県は、地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、観光資源の発掘育成、保護等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、観光需要の多様化に対応した新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、農林漁業等に関する体験活動を通じた交流を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進を目的とする観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及及び促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、観光振興のために県が取り組むべき基本的な施策のうち、地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成について定めたものです。

### 【解説】

- 1 第1項は、各地域で行われる観光資源の発掘育成、保護等について、県においても必要な支援を図っていくことを規定しています。
- 2 第2項は、観光旅行者の「地域のこともっと知りたい」「地域の人とふれあいたい」といったニーズに応じたグリーンツーリズムなどの体験活動を通じた交流や、旅行者の健康回復や維持増進のための観光旅行（ヘルスツーリズム）など、多様化する需要に応じた旅行形態の普及促進を通じて、本県の魅力向上を図るものです。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第十四条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲を有する者の知識及び能力の向上等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、観光振興のために県が取り組むべき基本的な施策のうち、観光の振興に寄与する人材の育成について定めたものです。

### 【解説】

本県の観光の振興を行うためには、観光に関連する事業に携わる人材の育成が不可欠です。

ボランティアガイドや留学生を活用した通訳ガイドの育成、また、地域づくりを推進する上でも、地域のリーダーの育成をはじめ、おもてなしの研修を通じた観光関係者等の資質や能力の向上が重要となります。

(県民への情報及び学習機会の提供)

第十五条 県は、県民の地域の魅力に対する理解が観光振興に参画する意欲につながることを踏まえ、歴史、文化、自然等に関する教養が観光旅行への興味につながることを踏まえ、県民の観光振興及び観光旅行に対する関心を高めるため、歴史、文化、自然等に関する情報及び学習機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、観光振興のために県が取り組むべき基本的な施策のうち、県民への情報及び学習機会の提供について定めたものです。

**【解説】**

県民の観光振興に参画する意欲や観光旅行への関心を高めるため、県民に対して、学校教育や地域活動等を通じて、本県の歴史、文化、自然等に関する情報及び学習機会を提供することを規定しています。

さらに、県民が自分の住む地域の良さを理解することで、それを友人や知人、取引先の顧客といった他県在住者に紹介し、ブランドイメージの向上や観光旅行による来県者の増加に寄与することも期待されます。

第三節 観光旅行を促進するための環境の整備

(観光地における良好な景観の形成)

第十六条 県は、観光地における良好な景観の形成を図るため、市町村が行う景観づくりの取組に対する支援等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、観光振興のために県が取り組むべき基本的な施策のうち、観光地における良好な景観の形成について定めたものです。

**【解説】**

良好な景観の形成は、地域住民の生活を豊かにするのみならず、観光地としての魅力を高めるものであることから、景観行政を担う市町村が実施する取組に対する支援を図っていくものです。

(観光旅行者の利便の増進)

第十七条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障がい者、外国人等の全ての観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備の促進、これらの利便性の向上、交通拠点と観光地を結ぶ二次交通をはじめとする交通機能の充実、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、観光振興のために県が取り組むべき基本的な施策のうち、観光旅行者の利便の増進について定めたものです。

**【解説】**

観光地での利便性は満足度の向上と密接に関わっており、高齢者、障がい者、外国人などにとっては、利便性が旅行先を選ぶ際の決め手の1つにもなっています。

特に配慮が必要と考えられる高齢者や障がい者、外国人の観光旅行者に対する施策としては、施設のバリアフリー化、多目的トイレの整備、休憩所の設置、看板・案内板の多言語化、点字表記の充実、Wi-Fiの整備等が挙げられます。

(交通基盤の整備)

第十八条 県は、観光の振興に資する交通基盤の整備を図るため、道路及び港湾の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、観光振興のために県が取り組むべき基本的な施策のうち、交通基盤の整備について定めたものです。

**【解説】**

交通基盤の整備は観光誘客の増大につながるため、高速道路網の整備をはじめとした広域交通網の整備などを計画的に進めていく必要があります。

第三章 観光の振興に関する施策の推進

(観光振興基本計画)

第十九条 知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「観光振興基本計画」という。）を定めなければならない。

2 観光振興基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 観光の振興に関する目標

二 観光の振興に関する施策についての基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、観光振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、観光振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。

**【趣旨】**

本条は、観光振興に関する計画の策定に係る手続き等について定めたものです。

**【解説】**

1 第4条第1項に県の責務として、観光の振興に関する施策を総合的に策定し、実施することを規定しています。そこで、県民等と施策や方向性を共有し、計画的に観光振興を推進するため、知事において基本計画を定めることとしたものです。

2 第3項では、基本計画の策定に当たり、連携して施策を推進する県民や市町村、観光事業者、観光関係団体等の意見を反映するための措置を講じることを求めています。措置の内容としては、関係団体からの意見聴取の実施、県民意見募集（パブリックコメント）の実施などが考えられます。

3 第4項では、基本計画の公表について規定しています。公表の形式としては、ホームページへの掲載、印刷物の配布等の方法が考えられます。

4 第5項では、基本計画の変更を行う場合も、第3項及び第4項の手続きを経ることを規定しています。

(統計調査その他の調査)

第二十条 県は、観光の振興に関する施策の策定及び実施に資するため、統計調査その他の必要な調査を行うよう努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、観光振興に関する施策の策定等に役立てるための観光に関する統計調査について定めるものです。

**【解説】**

観光の振興に関する施策を効果的に実施するためには、旅行の動態や観光旅行者のニーズ、事業者が抱える課題などを把握した上で、これらの課題などへの適切な対応策を講ずる必要があります。

(推進体制の整備)

第二十一条 県は、市町村及び県民等と連携し、及び協働して観光の振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

**【趣旨】**

本条は、観光振興に関する施策を効果的に実施するために、県が行うべき推進体制の整備について定めたものです。

**【解説】**

観光振興を効果的に推進するためには、関係機関が連携しながらそれぞれの役割を果たすことが不可欠であるため、必要な体制を構築するよう定めています。

(財政上の措置)

第二十二条 県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、観光振興に関する施策の推進に当たって、県において必要な財政上の措置を講ずるよう努めるべき旨を定めたものです。

**【解説】**

県財政は厳しい状況下にあります。観光振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずる旨を規定しています。県議会は、県民を代表する議決機関として評価機能を発揮し、費用対効果を十分検証した上ではあります。必要な支援を積極的に行います。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている観光の振興に関する県の基本的な計画であつて、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第十九条第一項の規定により定められた観光振興基本計画とみなす。

**【解説】**

- 1 本条例は公布の日（平成27年3月25日）に施行されます。観光振興には早急に取り組む必要があり、また、観光事業者等に法的義務を課すものではないことから周知期間を置かず施行するものです。
- 2 本条例が施行されると、第19条第1項の規定により知事は観光振興基本計画を策定する必要がありますが、現在既に「大分県ツーリズム戦略」が策定されていますので、この計画を本条例に定める観光振興基本計画とみなすこととしています。